

○金融庁告示第 号

金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引のカバー取引を行うための市場デリバティブ取引を次のように定め、公布の日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号に規定する金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引のカバー取引を行うための市場デリバティブ取引は、「東京証券取引所」（株式会社東京金融取引所規則）第二条第十一项に規定するFXクリアリング取引とする。